

その他事業（子ども・若者の居場所）の運営に関するガイドライン

I ガイドラインの趣旨

富士見市では、平成30年10月から富士見市社会福祉協議会に「子ども未来応援基金」が設置され、生活困難世帯の子ども・若者の居場所づくり活動への財政的支援を開始しました。

本ガイドラインは、富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号に定める「その他、子ども・若者の支援に関し、必要と認められた事業」について、助成金の交付対象事業を特定するために策定しました。

なお、このガイドラインは今後の国や県等の動向や活動の展開などを踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。

II 基本的な要件について

1. 実施団体の要件

- ①会則、規約等の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- ②宗教・政治を目的としないこと。
- ③事業実施に必要な体制が確保されていること。
- ④国・県・市から同様の趣旨で補助金を受けていないこと。
- ⑤活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- ⑥暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- ⑦公共施設を利用する場合は、団体登録等所定の手続きを行うこと。
- ⑧富士見市民が運営に関わり、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が整っていること。
- ⑨活動実績が1年以上あるか、1年以上の継続性が見込まれること。
- ⑩助成金の交付を受けようとする団体の役員が、既に交付を受けている他の団体役員でないこと。

2. 事業実施上の要件

- ①地域への適切な周知がなされ、富士見市内に住む生活困難世帯の子ども・若者の参加が見込まれること。
- ②営利事業者が行う場合であっても営利を目的とせず公益性があること。
- ③市内で実施されていること。
- ④概ね月1回以上、定期的を実施すること。
- ⑤原則、1回2時間程度実施すること。
- ⑥開設時間に現場に常に責任者を配置すること。
- ⑦参加する子ども・若者について、参加登録をさせること。

- ⑧実施にあたっては、公共施設又は民間施設を活用し、参加者の利便性や安全性に十分配慮すること。
- ⑨保険に加入するなど、参加者や従事者の安全に努めること。
- ⑩事業を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。また、事業が終了した後も同様とする。
- ⑪子ども・若者の参加費は原則無料とする。

3. 留意事項

- ①活動を通じて、可能な限り、地域のつながりを生みだすよう努めること。
- ②気になる子ども・若者については、行政機関につなぐ等の対応を行うこと。
- ③参加者の帰宅時の安全確保に努めること。
- ④子ども未来応援基金の交付にあたっては、その他事業の活動範囲が広いことから、1件ごとに審査を行うものとする。

Ⅲ 交付対象事業の特定と助成金の種類について

1. 交付対象事業の特定

- ①富士見市子どもの貧困対策整備計画に基づき、若者の居場所や就労支援をサポートする体制として構築された運営団体が実施する事業であること。
- ②Ⅱの基本的な要件を満たしたその他の事業については、実際の活動状況を確認し、審査を行うものとする。

2. 助成金の種類

- ①交付対象事業の特定①の事業については、要綱別表1に規定する事業準備経費助成金及び事業運営経費助成金を対象とする。
- ②交付対象事業の特定②の事業については、要綱別表1に規定する事業準備経費助成金を対象とし、事業運営経費助成金を対象外とする。

【付記】

令和2年 8月14日策定

令和3年10月12日改訂（「プレイパーク等」から「その他事業」に改）

<問い合わせ先>

富士見市子ども未来部子ども未来応援センター

富士見市大字鶴馬3351-2

電話 049-252-3773

FAX 049-252-3772

E-mail kodomouen@city.fujimi.saitama.jp